

メキシコ政治情勢（9月）

〈概要〉

【内政】

- ・ 1日、ロペス・オブラドール大統領は、第1回大統領教書を提出した。
- ・ 5日、連邦下院新議長にラウラ・ロハス議員（国民行動党（PAN））が選出された。
- ・ 30日、現政権の教育改革に関わる教育関連法が公布された。

【外交】

- ・ 3日、メキシコ市において第8回日墨政策協議が実施された。
- ・ 9日、墨外務省は、2020年CELAC（ラ米カリブ共同体）議長国にメキシコが立候補する旨発表した。
- ・ 10日、訪米したエブラル外相は、ペンス米副大統領らと会談を行った。
- ・ 11日、エブラル外相は、訪墨したモグリーニEU上級代表と会談を行った。
- ・ 11日、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ米大統領と電話会談を行った。
- ・ 11日、墨外務省は、同日開催された米州機構常任理事会で米州相互援助条約の諮問委員会設置が採択されたことに関し、懸念を表明する旨のプレスリリースを発出した。
- ・ 13日、韓国通商産業資源部副長官が訪墨し、ベントゥーラ筆頭外務次官、デ・ラ・モラ経済省通商担当次官らと会談した。
- ・ 16～20日、オーストラリア・ウィーンで開催された第63回国際原子力機関（IAEA）総会において、メキシコが議長を務めた。
- ・ 19日、墨外務省は、ベネズエラ情勢に関するウルグアイ政府との共同声明を発表した。
- ・ 23～28日、エブラル外相は、ニューヨークを訪問し、国連総会に出席した。
- ・ 25日、複数の関係省庁から構成される移民分野包括的対策委員会が発足した。
- ・ 26日、メキシコは2020年CELAC議長国に選出された。

〈内政〉

1 第1回大統領教書の提出

- (1) 1日、ロペス・オブラドール大統領は国立宮殿において「第3回国政報告」と題した教書演説（第1回は政権発足100日（3月11日）、第2回は当選1年（7月1日）に行った報告演説との位置づけ）を行った。同日午後にはサンチェス＝コルデロ内相が大統領教書を下院に提出した。同大統領は、演説において、現政権は、真の民主主義、社会正義、誠実性、適法性、倫理観を基軸として、暴力や対立を伴わない深い変革を追求しており、「新自由主義」時代の諸政権が一般民衆を軽視し、汚職の横行、国のリソースの不適切な使用、経済社会格差の拡大、治安の悪化を招いた過去を根本的に是正することが主要な課題であると述べた。また、これまでの大

きな成果として、政府高官の特権の大幅な縮小、政府機関における無駄の削減、ガソリン盗難対策、大企業の脱税防止策等を挙げた。

- (2) 今次大統領教書は、国家開発計画（PND）の主要な柱である①政治と政府、②社会政策、③経済の3章から構成され、2018年12月1日から本年8月31日までの達成事項、進捗状況について報告している。

2 連邦下院新議長を選出

- (1) 5日、1日の第64期連邦議会の会期2年目の開会に伴い、下院議長及び執行部が選出された。新議長承認のための投票が行われ、賛成349票、反対42票、棄権37票で、ラウラ・ロハス議員（国民行動党（PAN））が新議長に就任した。
- (2) 同議長選出までには与野党間で激しい駆け引きが行われ、本年8月にムニョス＝レド下院議長（当時）が下院議会法に則らず、続投の意思を表明（下院議会基本法により会期1年目を与党、会期2年目を議会内第二党、会期3年目を第三党が受け持つ旨規定されている）したことをきっかけに、同議長の所属政党である与党国家再生運動（MORENA）が下院議会基本法の改正案（会期1年目及び2年目の第一通常会期（約1年半）に亘り、議席の過半数を占める与党が議長職を受け持つことができるようにする改正案。9月4日、下院において賛成過半数で可決、上院へと送付）を提出するなど、MORENAと最大野党PANとの間で次期議長職を巡り紛糾していたが、5日に与野党間で合意に達した。

3 教育改革関連法の公布

- (1) 30日、本年5月の教育改革に係る憲法改正（メキシコ憲法第3条、31条及び73条）に伴い、現政権における教育改革の関連法が3つの関連法（①教育基本法、②憲法第3条教育の継続的向上に関する規制法、③教員キャリアシステム基本法）が公布された。同関連法は、20日に連邦下院において、26日に連邦上院においてそれぞれ賛成多数で可決された。

(2) 関連法概要

(ア) 教育基本法（Ley General de Educacion）

- ・国家及び関連機関は、民主的、人道的、包摂的、異文化尊重的、統合的及び公平な教育を提供。
- ・教育施設インフラ法及び同法の規定により学校等教育施設のインフラ保守・整備を統括していた国家教育施設インフラ機構（Inifed）（2008年設立）を廃止し、これまでInifedに拠出されていた予算を各学校の教員及び父兄から構成される委員会に直接配布するよう規定。
- ・国家は、乳幼児教育（Educacion inicial:0～6歳）から高等教育までの教育の提供

を保障。

- ・遠隔地や都市圏におけるマージナルな地域において活動する教員を対象としたインセンティブの導入。
- ・教育のための予算は国内総生産の8%以上（うち1%は高等教育，科学・技術開発研究向け）としなければならない旨明記。

(イ) 憲法第3条教育の継続的向上に関する規制法 (Ley Reglamentaria del Artículo Tercero Constitucional sobre la Mejora Continua de la Educacion)

- ・国家の提供する教育の質を保障するため，教育の継続的向上国家委員会及び包括的育成・更新・訓練システムを設置。
- ・評価システムは，教員らの能力，知識，態度等を確認するためのプロセスであり，懲罰的なものではなく，評価の結果によって職務が停止されることはない旨明記。
- ・全国教育評価庁 (INEE) を廃止し，全国継続的向上システム (Sistema Nacional de Mejora Continua) を設置。

(3) 教員キャリアシステム基本法 (Ley General del Sistema de Carrera de las Maestras y Maestros)

- ・教員の採用，昇進，表彰等のプロセスを規定。
- ・国家が提供する基礎教育課程においては，年ごとに採用を実施。
- ・教員ポストの決定，昇進，勤務地の変更等の決定に際しては，教職員組合代表者が決定プロセスに参加する旨明記。
- ・公共教育システムにおける教員の採用に際しては，教員養成学校 (escuelas normales) 国立教育大学，教職更新センター (centros de actualizacion del magisterio) の卒業生を優先的に採用。

〈外交〉

1 第8回日墨政策協議

3日，墨外務省において，ベントゥーラ筆頭外務次官と山崎外務審議官との間で第8回日墨政策協議が開催された。両者は二国間関係をレビューし，両国間の政治，経済関係，三角協力を含めた開発協力，国際場裡における協力，地域情勢等について話し合った。

2 メキシコの2020年CELAC議長国選出

- (1) 9日，9月26日に国連総会のマージンで開催されるCELAC（ラ米カリブ共同体）閣僚会合に向けアジェンダ活性化を図ることを趣旨として，CELACカルテット作業部会が墨外務省で開催され，ボリビア，エルサルバドル，セントルシア（カリコム代表国），エクアドル，メキシコが出席。墨政府はその場で，2020年CELAC議長国を務める意思を公式に表明した。CELACは，国連加盟国の17%であるラ米カリブ地域33カ国が加盟する対話・調整メカニズム。

- (2) 26日、第74回国連総会の機会にニューヨークで実施された第16回CELAC外相会合にエブラル外相が出席し、同会合において、コンセンサスによりメキシコが初めて2020年議長国に選出された。

3 エブラル外相とペンス米副大統領の会談

- (1) 10日、訪米したエブラル外相は、ペンス副大統領と会談し、移民対策及び武器密輸対策等について話し合った。同会談には、墨側からガルドゥーニョ移住庁長官、バルセナ駐米墨大使、セロリオ外務省法務顧問及びベラスコ外務省広報担当官、米側からポンペオ国務長官、クシュナー大統領顧問、マカリーナン国土安全保障長官代行、シポローネ大統領法務顧問、ランダウ駐墨米大使が同席した。
- (2) 会談後に行われた記者会見において、エブラル外相は、今次会談は友好的な雰囲気の中で行われ、トランプ米大統領と挨拶も行き、同大統領はメキシコが行ってきた対策への感謝の意を表明したと述べた。墨政府による移民対策により、メキシコから米国への入国を試みる移民には、メキシコ人と中米他からの移民が含まれるが、特に後者の数は現在までに約70%減と大幅に減少した。メキシコ人移民に関しては、7%減少した旨述べた。
- (3) また、エブラル外相は、墨政府がホンジュラス及びエルサルバドルにおいて6万人の雇用創出のために協力を行っている旨強調するとともに、中米統合的開発計画(PDI)に関しては、米国政府は、2018年12月に20億ドルの投資を約束しており、うち9億2,600万ドルの投資に関する意向書(Carta de intencion)については既に署名されている点に言及。本年末までにさらに5億ドルの投資に関する意向書への署名が為されることを目指していくと述べた。
- (4) メキシコが議題に挙げた武器密輸に関しては、メキシコにおいて、米当局及び駐墨米大使の参加の下、既にワーキンググループが立ち上げられており、同ワーキンググループは、来週から武器密輸の状況について把握するために毎月モニタリングを行っていく予定であると述べた。

4 エブラル外相とモグリーニEU上級代表との会談

11日、エブラル外相は、メキシコ市においてモグリーニEU外務・安全保障政策上級代表との会談を行った。同会談において、両者は、墨EUグローバル協定の近代化、多国間課題における墨EU間協力の向上、二国間及び多国間協力アジェンダ推進のための協力等について話し合った。墨EU間の政策及び協力対話における全ての協議が今週終了し、通商・投資に関する協定については、墨EUは、今後保留事項を完了させ、協定への署名及び承認を目指す。また、モグリーニ上級代表は、墨南部・中米北部三カ国統合的開発計画へのEUの支持を改めて表明し、全ての関心国と緊密に協力し、既に拠出を決定している700万ユーロに加え、追加拠出や既に地域で実施している協力プロジェクトとの相乗

効果を生み出せるよう、今後も可能性を探っていく旨述べた。

5 墨米大統領電話会談

11日、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ米大統領と電話会談を行った。翌12日の定例記者会見において、ロペス・オブラドール大統領は、米国政府との関係は非常に良好で、根本的な相違や意見の不一致はなく、メキシコの経済や発展に影響を及ぼすような措置がとられることもない旨述べた。また、同大統領は、米国政府及び議員が主権的に決定する事項ではあるものの、米国議会においては、USMCAの承認に向けて非常に好意的な雰囲気がある旨言及した。

6 米州相互援助条約（TIAR）諮問委員会設置への懸念表明

- (1) 11日、墨政府は、同日開催された米州機構（OAS）常任理事会において、ベネズエラ政府への集団的行動を容易にするTIARの諮問委員会設置が決定されたことに関し、深い懸念と拒否を表明した。
- (2) 墨政府は、TIARが想定する軍事力行使の可能性に強く反対する立場であり、2002年にTIARから脱退している。墨外務省は、プレスリリースにおいて、本質的に軍事力行使を想定する条約の諮問委員会を設置することは、武力行使に関する国際法の規定に反するものであり、国際法規則の絶対的尊重、今日のベネズエラの状況を解決するための平和的、民主的な対話による解決方法の模索への墨政府のコミットメントを表明した。

7 韓国通商産業資源部副長官の来墨

13日、ハン（Han Koo Yeo）韓国通商産業資源部副長官が来墨し、ベントゥーラ筆頭外務次官、デ・ラ・モラ経済省通商担当次官、デ・ラ・ベガ墨農業委員会委員長らとそれぞれ会談を行い、二国間関係、自由貿易協定の締結の可能性等について話し合った。

8 ベネズエラ情勢に関するウルグアイ政府との共同声明

19日、墨外務省は、ベネズエラ情勢の平和的解決を目指すための対話継続への支持に関するウルグアイ政府との共同プレスリリースを発出し、当事者間に信頼を構築できる真に民主的な解決を達成するためには、文明的・平和的な包括的枠組みに基づいた継続的な対話の取組が必要であると訴えた。

9 エブラル外相の第74回国連総会出席

- (1) 9月23日から28日にかけて、エブラル外相は、第74回国連総会に出席のため米国ニューヨークを訪問した。今次訪問には、ベントゥーラ筆頭外務次官、デルガード人権・多国間問題担当外務次官他が同行した。同地滞在中、エブラル外相は、

ラブロフ露外相，ロドリゲス・キューバ外相，ニン＝ノボア・ウルグアイ外相，バチレ国連人権高等弁務官，マウラー赤十字国際委員会総裁等各国要人とそれぞれ会談を行うとともに，MIKTA外相会合にも参加した。また，気候変動サミット，クライストチャーチ行動の呼びかけ（Christchurch call for action）イベント，Generation Equality フォーラム（北京＋25）ローンチイベント，太平洋同盟大臣委員会及びモゲリーニEU上級代表による共同声明への署名式，核兵器廃絶ハイレベル会合等に参加した。

- (2) 28日，エブラル外相は一般討論演説を行い，ロペス・オブラドール政権の掲げるメキシコの「第4次変革」（スペインからの独立，レフォルマ，メキシコ革命に次ぐ変革）の理念，多国間主義の拡大，深化及び強化へのコミットメント，外交政策（キューバに対する経済封鎖や他のラ米諸国への制裁に反対する旨表明），自由の価値及び人権の擁護，気候変動対策の促進，移民問題の解決及び墨南部及び中米北部三カ国のための統合的開発計画，男女平等の推進，テロとの闘い等に言及した。

10 移民分野包括的対策委員会の発足

19日に発表された大統領令（注：移民問題に対処するための省庁の枠を超えた移民分野包括的対策委員会の設置に関する大統領令。本来，憲法によって移民分野は内務省の所掌と定められているが，同大統領令は同委員会を外務省の管轄下に置く旨定めている）に基づき，25日，8省及び8の政府機関から構成される移民分野包括的対策委員会が発足した。同委員会は，政策，各種プログラム，関係機関の調整を行い，移民分野の戦略や目標等を達成するために設置された。発足に際し，同委員会のオペレーション及び役割に関するガイドラインが決定された。